

**岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業
(ヘルスケア) 委託業務
プロポーザル募集要項**

令和4年6月13日

岐阜県 商工労働部 産業技術課

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書等の作成	
(1) 企画提案書	
(2) 研修事業等の受託実績	
3 プロポーザルの手続き等	
(1) スケジュール	
(2) 募集要項等の配布	
(3) 質問事項の受付、回答	
(4) プロポーザル参加申込書の受付	
(5) 企画提案書等、書類の受付	
(6) プロポーザル参加に際しての留意事項	
(7) 見積書作成に当たっての注意事項	
(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3 評価に関する事項	5
1 評価方法	
2 プロポーザル評価会議	
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 企画提案の所要時間	
(4) 注意事項	
3 プロポーザル評価基準	
第4 選定に係る事項	6
1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2 選定結果の通知及び公表	
第5 契約の締結	7
第6 業務の適正な実施に関する事項	7
1 法令等の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報の取扱い	
4 守秘義務	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	

2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	8
第9	問い合わせ先	8
別表	プロポーザル評価基準	9

岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業 (ヘルスケア) 委託業務 プロポーザル募集要項

県では、成長産業分野である「医療福祉機器産業」分野等への企業の新規参入や新たな事業展開を支援するため、新規参入等に必要な専門人材を育成する研修・セミナーを実施しています。

令和4年度に実施する研修・セミナーの企画・運営について、事業者の企画力、知識等を活用することによって、より効果的・効率的に事業を実施するため、外部委託することとし、その委託先の選定に当たっては本事業に最も適した事業者と契約するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求めることとし、今般、事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業（ヘルスケア）委託業務

2 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

4 委託費の上限

3,996,377円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体（以下「単独法人等」という）、あるいは、複数の法人等で結成した共同企業体であること。

単独法人等にあつては、以下の①から⑬までの条件を満たすものとする。

共同企業体にあつては、代表構成員が②及び⑬の要件を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が②及び⑬を除くすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けて

いる者を除く)でないこと。

- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者(同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑩ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪ 労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること(加入義務のないものは除く)。
- ⑫ 平成29年度から令和3年度までの5年間に、国又は地方自治体において、事業者を対象とした研修やセミナーなど本事業に類する事業の受託実績があること。
- ⑬ 県税等の公租公課について未納の徴収金(執行猶予に係るものを除く。)がないこと。

これらの要件は、参加申込時から契約締結まで継続的に満たしている必要があります。

2 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書

本要項の様式1～4に沿って企画提案書を作成してください。

※日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

※使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ・様式1「岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業(ヘルスケア)委託業務企画提案書」
- ・様式2「見積書」
- ・様式3「法人等概要書」
- ・様式4「誓約書」

【企画提案書の作成にあたっては、以下を参考・考慮して下さい】

- ①都道府県別医療機器生産金額(厚生労働省:薬事工業生産動態統計年報<第35表>)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/2020/nenpo/>

- ②岐阜県の医療機器製造業・製造販売業 業者数(岐阜県:衛生年報<第79表>)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3365.html>

(2) 研修事業等の受託実績

平成29年度から令和3年度の5年間に、国又は地方自治体から、事業者を対象とした研修やセミナーの企画、運営を受託した主な実績に関する資料を作成してください(任意様式)。研修科目の分野は問いませんが、「医療福祉機器」分野の受託実績がある場合は、必ず明記してください。なお、研修案内、パンフレット等の資料がある場合は添付してください。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公開・配布	令和4年6月13日(月)～令和4年7月5日(火)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年6月13日(月)～令和4年6月27日(月)
③ プロポーザル参加申込受付	令和4年6月13日(月)～令和4年7月5日(火)
④ プロポーザル企画提案書受付	令和4年6月13日(月)～令和4年7月15日(金)
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年7月下旬予定
⑥ 評価結果の公表・通知	令和4年7月下旬予定

(2) 募集要項等の配布

- ①配布期間 **令和4年6月13日(月)～令和4年7月5日(火)**
午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- ②配布場所 岐阜県商工労働部 産業技術課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11階
- ※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/228758.html>)から入手してください。なお、郵便等での配布は行いません。

(3) 質問書の受付、回答

- ①受付期間
令和4年6月13日(月)～令和4年6月27日(月) 午後5時15分(必着)
- ②提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を産業技術課あてに郵送、ファクシミリ又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。
岐阜県商工労働部 産業技術課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11階
FAX 058-278-2679
電子メールアドレス c11352@pref.gifu.lg.jp
- ※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。
※メール送信の際は、件名に「岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業(ヘルスケア)委託業務」と記したうえで送信してください。
- ③回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。
岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/228758.html>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ①受付期間
令和4年6月13日(月)～令和4年7月5日(火) 正午(必着)
- ②提出書類
ア 参加申込書(別紙2)
イ 共同企業体同意書(別紙3)(該当する場合のみ)
- ③提出方法
・参加希望者は上記「(4)②提出書類」を産業技術課まで持参又は郵送により提出してください。

- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日の令和4年7月5日（火）は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和4年7月5日（火）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

④提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和4年6月13日(月)～令和4年7月15日(金) 正午(必着)

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）
- ウ 法人等に関する書類
 - （ア）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
 - （イ）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
 - （ウ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

※共同体として応募する場合、上記ウの（イ）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
- オ 共同体構成員届出（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- カ 共同体協定書の写し（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・（様式6）
- キ 共同体委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・（様式7）
- ※構成員ごと、別様で提出してください。
- ク 過去5年間の研修等受託実績資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）

③提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④提出方法

- ・産業技術課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日の令和4年7月15日（金）は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の記録が残るものとし、令和4年7月15日（金）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤その他

- ・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業（ヘルスケア）委託業務プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に

開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとしします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（産業技術課が軽微な変更等と判断した場合を除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担としします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（様式自由）を産業技術課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11 階

岐阜県商工労働部 産業技術課 成長産業係

TEL 058-272-8396

FAX 058-278-2679

電子メールアドレス c11352@pref.gifu.lg.jp

（注意 1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意 2）メール送信の際は、件名に「岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業（ヘルスケア）委託業務」と記載したうえで送信してください。

第 3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県成長産業人材育成センター人材育成事業（ヘルスケア）委託業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時 令和4年7月下旬 (予定)

詳細は、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 開催場所 岐阜県庁（岐阜市藪田南2-1-1） (予定)

詳細は、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間以内

評価会議構成員からの質疑 10分間程度

(4) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- (1) 上記の評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、評価要領に基づき構成員が評価・採点します。基準点を満たしており、かつ、各構成員の順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。
- (2) 各構成員の順位点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額が小さい者を最優秀提案者とします。なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募を検討します。

2 選定結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が二者の場合には公表しません）
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議構成員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり適用される法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先

岐阜県商工労働部 産業技術課 成長産業係
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11 階
TEL 058-272-8392
FAX 058-278-2679
電子メールアドレス c11352@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ①下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点（100点満点）とする。
- ②評価会議構成員の総評価点の合計の満点の6割を基準点とする。総評価点の合計が基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③総評価点の高い順から順位点を付す。（プロポーザル参加者数を最高点とし、1位＝最高点、2位＝最高点－1点、3位＝最高点－2点、…）
- ④各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性(70点)					
1 人材育成事業の目的等について(20点)					
①事業目的を十分理解し、各分野における課題を踏まえた提案になっているか。	10	8	6	4	2
②各分野の振興に必要な人材像が明確になっているか。	10	8	6	4	2
2 研修・セミナーの企画内容について(40点)					
①これまでの実績やノウハウ、専門性が発揮されたものとなっているか。	10	8	6	4	2
②事業実施のスケジュールは適切かつ効果的なものとなっているか。（無理がないか・研修の実施順などに工夫があるか）	10	8	6	4	2
③想定する講師は研修・セミナーのテーマに関して、高度な専門知識と豊富な研修実績を有しているか。	10	8	6	4	2
④定員及び実施手法は適切なものとなっているか。（新型コロナ対策、対応を含む）	10	8	6	4	2
3 受講者の募集について(10点)					
①受講者の募集の方法は、現実的かつ効果的なものとなっているか。	10	8	6	4	2
実施主体の適格性(30点)					
1 実施体制について(10点)					
①適切な業務担当者を配置する等、事業を適正かつ確実に実施する体制を確保しているか。	10	8	6	4	2
2 業務遂行能力について(10点)					
①受託業務実績を鑑み、業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか。また、確実に事業を実行できる経営基盤を有しているか。	10	8	6	4	2
3 事業費について(5点)					
①事業費の積算は適正なものとなっているか	5	4	3	2	1
4 社会的課題への取り組み(5点)					
①「障がい者雇用」(2点) 「仕事と家庭の両立支援」(2点) ＜岐阜県登録又は厚労省認定のいずれかで2点＞ 「若者の採用・育成」(1点) といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当する場合に加点				
	5	4	3	2	1
合計(100点)					